

令和5年度 県立スケート場「セカンドスクール事業」実施要項

- 1 利用可能日 令和5年11月6日（月）から令和6年2月29日（木）までの平日
（毎月第3月曜日、冬休み期間中を除く）
- 2 利用時間 9：30～11：30
- 3 申込み方法 7月24日（月）より受付を開始いたします。
10月20日（金）まで 向浜スポーツゾーン総合事務所へ電話で申し込み
（TEL 018-895-5056）
10月21日（土）以降 県立スケート場へ電話で申し込み
（TEL 018-863-1241）
- 4 講師派遣 希望する場合は、申し込み時に合わせてお知らせください。
講師の派遣は、秋田県スケート連盟普及部が行います。
当事務所では、謝礼の仲介を行っておりません。講師の方と直接調整をしていただきます。
- 5 費用 セカンドスクール事業での滑走料は無料ですが、貸靴料金（実費）を当日、スケート場受付にて現金でお支払ください。
なお、セカンドスクール事業終了後、引き続き午後も滑走する場合は、人数分の滑走料も現金でお支払い下さい。
【滑走料・貸靴料】

幼 児	滑走料	無 料	貸靴料	50円
小中学生	滑走料	90円	貸靴料	50円
高 校 生	滑走料	230円	貸靴料	210円
一 般	滑走料	390円	貸靴料	340円

※ 教職員や外部講師、補助で滑走する父兄の料金区分は一般に該当します。
※ 補助で滑走する父兄は午前^{のみ}の参加であっても滑走料、貸靴料の両方が発生します。
- 6 そ の 他 同じ使用希望日に対して、複数の学校、幼稚園、保育園から申し込みがあった場合はリンクを仕切り、融通し合いながらご利用いただきますが、同時に滑走できる人数には限りがあります。ご利用希望時間・人数によっては、日程の調整をお願いする場合がありますことをあらかじめご了承ください。
また、体温が平熱より高い方、風邪の諸症状がある方や体調の悪い方の利用は控えてください。